

和歌山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会
議事録

日 時 平成30年2月9日（木） 10時00分～
場 所 和歌山市あいあいセンター 3階 第3会議室

出席者：委員 4名

担当課等 こども未来部長 子育て支援課
保育こども園課 こども総合支援センター

1 開会

2 会長あいさつ

江田会長： この分科会の進行係を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

3 こども未来部長あいさつ

部 長： みなさまおはようございます。本日は、お忙しい中、児童福祉専門分科会にご出席いただきありがとうございます。また、平素は児童福祉行政に多大なご尽力いただきますこと、この場をお借りしてお礼申し上げます。

少子化や核家族化が進む中で、女性の社会進出、経済状況による共働き世帯の増加など、子育てを取り巻く環境は、時代の流れとともに大きく変化しています。こうした状況の中、幼児期の学校教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するために、「子ども・子育て支援事業計画」や「和歌山市認定こども園整備計画」を策定し、それを遂行することによって様々な子育て支援、そして質の高い良質な学校教育・保育の推進に努めているところです。

本日、幼保連携型認定こども園への移行に伴う私立保育所の廃止や児童養護施設の建替に伴う計画をご報告させていただきたいと思います。また、来年度平成30年度におきましては、子ども・子育て支援事業計画のニーズ調査や子供の貧困に関する実態調査を実施したいと考えております。委員の皆様におかれましては、本市の次世代を担う子どもたちのため、どうぞ忌憚のないご意見・ご提言をいただきますようお願い申し上げます。

4 委員紹介

5 議題

(1) 幼保連携型認定こども園について

会 長： それでは会議次第に沿って進めさせていただきます。まず、議題1 幼保連携型認定こども園への移行に伴う私立保育所の廃止について、事務局から説明をお願いします。

事務局： 保育こども園課です。幼保連携型認定こども園への移行に伴う私立保育所の廃止について説明いたします。かんどり保育園とじろうまる保育園の2園は幼保連携型認定こども園への移行に伴い、保育所を廃止したいということで申請がありましたので、報告します。

会 長： この議題について、ご質問はございますか。
これは移行に伴う園児の人数の推移はわかりますか。

事務局： かんどり保育園は、現在90人定員ですが、移行後は105人となり、プラス15人、じろうまる保育園は150人の定員ですが、移行後は165人となり、プラス15人となっています。

会 長： ありがとうございます。他に何かございますか。

《質問なし》

会 長： それでは、承認ということでよろしいでしょうか。

《異議なし》

会 長： ありがとうございます。では、議題2の和歌山保育所移転について、説明をよろしくをお願いします。

事務局： 保育こども園課です。和歌山保育所から、平成31年度に災害対策等のため移転する予定である旨の協議があり、本市としても、移転に係る変更届を受理する予定となっています。移転前は、島橋北ノ丁1-15から中132番地に移転する計画になっています。

会 長： ありがとうございます。移転後の定員等の変更はないということですね。

事務局： はい。定員等は今のところ変更ないと聞いています。

会 長： これについて、ご質問はいかがですか。

《質問なし》

会 長： よろしいでしょうか。ご承認いただきました。ありがとうございました。

会 長： ありがとうございます。では、次に和歌山市児童養護施設の移転建替について、説明をお願いします。

事務局： こども総合支援センターです。和歌山市児童養護施設旭学園の移転建替についてです。以前、平成27年12月10日にも報告させていただいています。旭学園の民営化、民設民営についてですが、いよいよ場所がほぼ確定しております。別添地図をご覧ください。ここは、元和歌山県消防学校の跡地のグラウンドの南西部、約2,500㎡が建替移転用地として利用できるように、県・市で覚書を結んでいます。市長の了解を得られれば、この場所に和歌山市旭学園の移転民営化により、整備運営を行う運営工事を公募したいと考えています。土地については、和歌山市から無償貸与を考えています。公募時期についてはできるだけ早い時期を考えており、法人の選定、民営化法人による施設建設、既存施設からの移転を経て、平成32年4月1日、予定ですが事業開始できるように事務を進めたいと考えています。また、施設の種別については、小規模グループケア型施設で、定員を45人以下としており、施設において養育する際には、できる限り小規模で家庭に近い環境、いわゆる小規模グループケアやグループホーム等に養育される必要な措置を講じなければならないと法律に明記されているため、本市としては国の方向に準じた施設を建設してもらえるように法人を選定していきたいと考えています。

会 長： ありがとうございました。それではご質問、ご意見いかがでしょうか。

会 長： こちらは、運営法人を公募するということになっていますが、現運営されている事業者も含まれるということでしょうか。では、引き続き今の事業者が運営することもありえますか。

事務局： はい。当然、土地を無償貸与することになりますので、公平性を考えて、和歌山県内の法人に声をかけて選考したいと考えています。

会 長： 他の法人から応募があった場合には、他の法人に移行することもあり得ると
いうことですね。

事務局： はい。あり得ます。

会 長： 施設の広さは、現行から比べるとだいぶ小さくなりますね。

事務局： そうですね。

会 長： 縮小する分の児童数については、どこか他のところで確保するのでしょうか。

事務局： 措置権については、和歌山県ですので、他の児童養護施設や人数調整などで
対応するかと思います。

会 長： 他にいかがでしょうか。

委 員： これは県の土地ですか。

事務局： 現在、和歌山県の土地です。県と市で協定を結んでおりますので、今後土地
の調整を行い、等価交換で土地を買収できるように進めております。

会 長： 他はいかがでしょうか。

会 長： 児童数が減ることによる職員定数などの変更はありますか。

事務局： 現在40人で、増減はあまりないかと思います。

会 長： 他によろしいですか。では、承認とさせていただきます。よろしいでしょうか。

《異議なし》

会 長： では、議題3に進めさせていただきます。和歌山市子ども・子育て支援事業
計画次期計画策定に係るニーズ調査について説明をお願いします。

事務局： 子育て支援課です。資料4に沿って説明させていただきます。子ども・子育
て支援事業計画次期計画策定に係るニーズ調査の目的は、平成27年度から平

成31年度までの5か年を一期とした計画の次期計画に向け、市民のニーズを反映させるため、アンケート調査を実施するものです。調査の概要は、確保を図るべき教育・保育・子育て支援の「量の見込み」を算出し、子供・若者支援に向けた取組を推進するため、市民に対し教育・保育・子育て支援、子供・若者支援に対する状況や意見などを収集し、分析します。対象者は、本市在住の「就学前児童」を持つ世帯・保護者、本市在住の「小学生」を持つ世帯・保護者及び本市在住の「小学生」「中学生」「高校生」を予定しています。小学生については、5年生、中学生は2年生、高校生は2年生を考えています。調査方法は、就学前児童を持つ世帯と小学生を持つ世帯には、郵送配布、郵送回収を、小学生、中学生、高校生については、学校を通じて直接配布・回収を予定しています。次期計画の策定の流れについては、次期計画は平成32年度から平成36年度の5か年をと考えています。それに伴いまして、平成30年度にニーズ調査、平成31年度に次期計画策定を予定しています。最後、資料として前回実施しましたニーズ調査の調査票を添付しております。平成25年に実施したものです。

会 長： ありがとうございます。では、みなさまいかがでしょうか。

事務局： 来年度実施する調査票の内容などについて、後国から提示があるかと思いますが、前回実施した時の状況と今度実施した時との比較も行いたいと思いますので、前回の内容に沿った形で実施したいと考えております。

会 長： 調査対象の①から③の方は市内全数の調査ですか、それともサンプリング調査ですか。

事務局： はい、サンプリングを行います。人数ですが、就学前児童の世帯については、3,000人、小学生の世帯については、1,000人、小中高校生については、市内6ブロックからまんべんなく抽出して調査を実施しています。

会 長： 前回の回収率は、いかがでしたでしょうか。

事務局： 就学前児童の世帯に対しては、配布数3,000の内、回収数は1,240、回収率は41.3%、小学生の世帯に対しては、配布数1,000の内、453の回収、回収率45.3%、小中高校生に対しては、1,036を配布して全数回収しておりますので100%の回収率となっております。

会 長： 小中高校生を対象に関しては、学校を通じて配布回収でしたよね。就学前と小学生の世帯に対しては、郵送配布、郵送回収という事でしたよね、回収率が40%ぐらいというのはそんなに悪いほうではないと思いますが、添付されている調査票を見ますと、かなりボリュームがありますね。書く方と書かれない方は分かれると思います。努力して書かれて送り返された方というのは、非常に強い意見をお持ちの方が多いわけですね。どちらかという、現状にあまり不満がない方はあえて書かない、聞こえてくる声、強い意見にだけ反応してしまって、潜在的に満足している方、これでいいと思っている人の意見が聞こえてこないで、不満がある側の強い意見だけが聞こえてしまって反応してしまう危険がありますから、注意しないといけないですね。過半数を超えるよう、回収率を高める必要があると思います。

事務局： 広報に努めていきたいと思います。

会 長： それでは、みなさんいかがでしょうか。ご承認いただくということによろしいでしょうか。

《異議なし》

会 長： では、議題5子供の生活実態調査について、事務局から説明をお願いします。

事務局： 資料5をご説明します。まず、目的ですが、子供とその保護者へのアンケート調査及び子供等の相談・支援に関わる機関の従事者に対する調査を和歌山県と協働で実施するもので、子供の生活実態や学習環境、支援制度の利用状況等を把握するとともに、各施策や支援制度についての検証を行うことを目的としています。本市における調査の概要としまして、県から各市町村に提供される当該調査結果を基に、今後の施策に効果的に反映させるため、詳細な分析・研究を実施いたします。対象者について、現在予定しているのは、県内小中学校に在籍している小学5年生とその保護者、中学2年生とその保護者です。支援関係従事者への調査については、保育所・幼稚園等、小・中学校、民生委員、児童相談所、福祉事務所、子供関連のNPO法人などです。調査方法は、学校で配布して、郵送による回収を予定しています。参考資料として平成28年度大阪府で実施しました調査票を添付しています。

会 長： ありがとうございます。委員の方からご質問をお願いします。

委員： 目的に、各施策や支援制度についての検証とありますが、この調査によって、いわゆる社会的に問題になっている、いじめや保護者の育児放棄などの家庭内の暴力的な問題など、参考にできるような資料はでできますか。

事務局： 今回の生活実態調査は、子供の貧困が社会的に問題になっているということから、全国各都道府県も取り組んでいる内容で、国からも子供の貧困に関する調査を実施することが促進されている中で行うものとなります。県と各市町村と一緒に実態調査を行うということになっています。貧困に関する調査が主にする予定ですので、今回はいじめや不登校などの調査は質問項目には出てこないかと思えます。ただ、調査項目については、これから県とともに調整していくかと思えます。先ほど説明しました、議題4の子ども・子育てのニーズ調査で、各小学生と中学生に対して、学校での生活の様子や学校は好きか嫌いかなどの設問があります。そこから少し導き出せるのではないかと思えます。今回は貧困調査といった直接「貧困」という言葉を出すと回答される側からすると回答しにくいということもありまして、「生活実態調査」という名称でアンケート調査を実施したいと考えています。それから補足になりますが、県内の小学5年生、中学生2年生全員に対して悉皆調査を実施します。回収率については、郵送での回収になりますので、どれだけ返ってくるか、ちょっとわかりませんが、調査の対象は全員になります。また、集計について、和歌山県は各市町村単位で集計しますが、和歌山市というくくりでは、ちょっと範囲が広いので、中学校区などのブロックに分けた分析も併せて、市独自でしていく予定にしています。

会長： ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

会長： 参考として、大阪府の調査票を付けていただいています。この内容を見ますと子供が回答する形になっていますが、和歌山市が予定されているのは、保護者に対してですか。それとも、子供に対してですか。

事務局： 子供と保護者に対して実施します。

会長： わかりました。他にいかがでしょうか。

《質問なし》

会長： では、承認をいただくということでよろしいでしょうか。

《異議なし》

会 長： ありがとうございます。それでは、その他について事務局からありますか

事務局： 追加で資料をお渡しします。

会 長： その他の報告について、事務局からお願いします。

事務局： 保育こども園課です。今お渡しした資料ですが、和歌山市特定教育・保育及び特定地域型保育等に係る利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表をお渡ししております。この条例は、市内の認定こども園と保育所の保育料を決める条例になっています。国が幼児教育の段階的無償化を進めています。子ども・子育て支援法施行令が平成30年4月に改正される予定です。その内容については、内閣府の平成30年度予算概要案において、教育認定こどもに係る利用者負担の上限額を引き下げることとしていますので本市も国の施策を踏まえて改正するものです。内容については、1号認定こどもと言いまして、認定こども園の中の幼稚園部分に該当する子供の保育料を減額するという内容です。年収約360万円未満相当の母子・父子世帯等以外の世帯に属する支給認定保護者への優遇措置を拡充するため、利用者負担額を5,100円又は6,700円とするという内容の変更の改正です。この減額ですが、国の減額に従いまして、本市も減額するものです。

会 長： ありがとうございます。これは、定義の条件は変わらずに負担額が減額になるということですね。

事務局： 毎年、保育所部分の減額があります、今回は幼稚園部分のみの減額となりました。

会 長： 他にご質問はいかがでしょうか。

《質問なし》

会 長： よろしいでしょうか。ありがとうございます。本日は、すべての議題についてご審議いただきました。みなさまご協力ありがとうございました。

事務局： 本日の議事はすべて終了しました。ありがとうございました。それでは、子育て支援課長から閉会のあいさつを申し上げます。

事務局： 本日はお忙しい中、和歌山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会のご出席につき、長時間にわたり、貴重なご意見・ご提言を賜り、誠にありがとうございました。

これからも委員の皆様のご協力をいただきながら、児童福祉を含む子育て支援から良質な学校教育・保育の推進に努めてまいりたいと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

最後になりましたが、委員の皆様方の今後ますますの発展とご健勝を祈念し、簡単ではございますが閉会の挨拶とさせていただきます。

事務局： これをもちまして、本日の社会福祉専門分科会を閉会させていただきます。ありがとうございました。